

荒尾市空家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における空家等の有効活用を通して、定住の促進による地域の活性化を図ることを目的として実施する荒尾市空家バンク事業（以下「空家バンク事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 主に居住を目的として建築された市内に存在する建物で、現に住居の用に供されていないもの（近く居住する者がいなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により空家等の売却及び賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空家バンク 空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた当該空家等の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、又は提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家バンク事業以外による空家等の取引を規制するものではない。

(登録申込み等)

第4条 空家バンクへ空家等の情報を登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、荒尾市空家バンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登

録に必要な調査を行い、登録が適当と認めるときは、空家バンクに登録するものとする。

3 市長は、前項の調査を一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会の会員等（以下「協会会員等」という。）に依頼することができる。

4 市長は、第2項の規定により登録をしたときは、その旨を荒尾市空家バンク登録完了（却下）通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定による登録をしていない空家等で、空家バンクへの登録が適当と認めるものについては、その所有者等に対して空家バンクへの登録を勧めることができる。

6 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、第2項の規定による登録を行わないものとし、荒尾市空家バンク登録完了（却下）通知書により当該申込者に通知するものとする。

(1) 所有者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(2) 国税及び地方税を滞納しているとき。

(3) その他市長が空家バンクの登録者として不適当と認めるとき。

（登録変更）

第5条 前条第4項の規定による登録完了の通知を受けた者（以下「空家等登録者」という。）は、当該登録内容に変更があつ

たときは、荒尾市空家バンク登録変更届出書（様式第3号）により速やかに市長に届け出なければならない。

（登録抹消）

第6条 空家等登録者は、登録を行った空家等の情報を空家バンクから抹消しようとするときは、荒尾市空家バンク登録抹消届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、空家バンクから登録した空家等の情報を抹消するとともに、その旨を荒尾市空家バンク登録抹消通知書（様式第5号）により当該空家等登録者に通知するものとする。

- (1) 空家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録日から起算して2年を経過したとき。
- (3) 荒尾市空家バンク登録抹消届出書の提出があったとき。
- (4) 空家等登録者が第4条第6項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) その他市長が空家バンクに登録する空家等として不適当と認める事由が生じたとき。

（利用申込み等）

第7条 空家バンクに登録された空家等の購入又は賃借の申込みをしようとする者（以下「利用希望者」という。）は、荒尾市空家バンク利用申込書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による利用の申込みがあった場合において、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該利用を希望する空家等の所有者等に通知するとともに、協会会員等に媒介等の協力を依頼するものとする。

- (1) 空家等に居住し、荒尾市の自然環境、生活文化等を十分に理解し、良き地域住民として生活できる者
 - (2) その他市長が適当と認めた者
- 3 市長は、空家バンクの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による通知及び媒介等の協力の依頼を行わないものとする。
- (1) 暴力団、暴力団員又は反社会的団体に寄与するための利用であると認められるとき。
 - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした利用であると認められるとき。
 - (3) 宅地建物取引業としての利用であると認められるとき。
 - (4) その他公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(情報提供等)

第8条 市長は、空家等登録者及び利用希望者に対し、空家バンクの利用に関し必要な情報の提供を行うものとする。

- 2 市長は、空家バンクに登録された情報のうち、次に掲げる情報を、市のホームページ等に公開することができる。
- (1) 登録番号
 - (2) 売却又は賃借の別
 - (3) 所在
 - (4) 空家等の概要（建築年、構造、間取り等）
 - (5) 希望価格
 - (6) 利用状況
 - (7) 設備状況
 - (8) 主要施設等までの距離

(9) その他市長が適当と認める情報

(空家等登録者と利用希望者との交渉等)

第9条 空家等登録者及び利用希望者との空家等に関する売買、賃貸借等の交渉及び契約については、協会会員等が行うものとし、市長は一切これに関与しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月1日から施行する。